

熱海市小中学校タブレット端末等導入事業 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

新学習指導要領においては、「社会に開かれた教育課程」の実現を掲げ、学習過程の質的改善を通じて、生きて働く知識・技能の習得や、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力の育成が求められている。より良い学校教育を通じて、未来の創り手となるための資質・能力を涵養し、社会と連携・協働しながら持続可能な教育環境を構築することが不可欠である。

これまでのICTを活用した学習環境により、ICT機器の活用が定着し、知識・技能の向上が図られてきた。今後は、さらなる発展を目指し、「主体的・対話的で深い学び」の視点を取り入れながら、「いつでも、どこでも学べる」環境を維持するとともに、更に拡充する必要がある。

このため、小中学校児童生徒への1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークにおける環境を継続し、より高度なICT環境の整備を進めるとともに、学習効果を最大限に引き出すための支援体制をとるため、端末、通信回線及びこれらにかかる保守等を一括して提供できる事業者を募集するものである。

2 事業概要

2-1. 事業名

熱海市小中学校タブレット端末等導入事業

2-2. 事業内容、事業期間

(1) 熱海市小中学校タブレット端末賃貸借

①事業内容

- ア. タブレット端末及び端末周辺機器の提供
- イ. タブレット端末に導入するアプリケーションソフト等の提供
- ウ. データ通信回線の提供
- エ. タブレット端末等補償サービスの提供
- オ. タブレット端末キッティング

②納入期限 令和7年12月26日（金）（機器の搬入及び調整作業完了まで）

③賃貸借期間 令和8年1月1日から令和13年3月31日まで（63か月）

(2) 熱海市小中学校タブレット端末保守等業務委託

①事業内容

- ア. 賃貸借タブレット端末に係る保守（ヘルプデスク、故障・紛失・盗難時の対応窓口を含む）
- イ. 授業支援アプリ等のアカウント管理
- ウ. タブレット端末及び授業支援アプリ等アカウントの年次更新作業
- エ. iPad OS アップデート作業

オ．研修の企画、実施

カ．導入、活用による事業効果の測定方法及び向上策の提案、実施

キ．定例会の実施、市のＩＣＴ教育の推進に寄与する情報提供及び助言等

ク．賃貸借タブレット端末の撤去

②業務委託期間 令和８年１月１日から令和１３年３月３１日まで（６３か月）

※ 詳細は各仕様書による。ただし、採用された提案に基づき変更することがある。

２－３．納入場所

熱海市内小中学校及び熱海市教育委員会事務局（１０か所）

２－４．提案限度価格

金２５６，６６５千円（消費税及び地方消費税含む）

事業項目・年度ごとの上限額は次のとおり

事業項目	令和７年度 (３か月間)	令和８～１２年度 (60か月間)
熱海市小中学校タブレット端末賃貸借	９，７１９千円	１９４，３８０千円
熱海市小中学校タブレット端末保守等 業務委託	２，５０４千円	５０，０６２千円

※ 公立学校情報機器整備費補助金（公立学校情報機器リース事業）の交付対象分を除く。

※ 契約にあたっては、受託者からの見積価格を参考に決定する。

※ 算定にあたっては、消費税及び地方消費税の税率を１０％として算出する。

※ 提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は失格とする。

２－５．事業者選定の方法

公募型プロポーザル方式により、事業者から募集した企画提案を受け、最優秀企画提案者と業務履行に必要な協議を行う。協議が整った場合は当該事業者から見積書を徴取し内容を精査した上、当該業務の契約を締結する。

協議が整わなかった場合、次点の候補者と協議を行う。

２－６．スケジュール

実施内容	日 程
募集開始	令和７年５月２８日（水）
参加申込書の提出期限	令和７年６月２０日（金）
質問書の提出期限	令和７年６月２０日（金）
資格審査結果の通知	令和７年６月２５日（水）
質問への回答期限	令和７年６月２７日（金）
企画提案書等の提出期限	令和７年７月１６日（水）
提案審査（プレゼンテーション）	令和７年７月２４日（木）
審査結果の通知・公表	令和７年７月３１日（木）（予定）
受託候補者との協議・契約締結	令和７年８月中

3 参加資格

本実施要領の公告日において、次のすべての要件を満たしている者であること。

- (1) 熱海市建設工事等の請負に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成6年熱海市告示第35号）に基づく競争入札参加資格の物品役務の認定を受けている者であること。
- (2) 本プロポーザル実施の公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、熱海市からの受注業務に関し、指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。また、同条第2項の規定に基づく熱海市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団または暴力団の構成員もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下でない事業者であること。
- (6) LTEタブレット端末等の導入事業または類似する業務を国または地方公共団体から元請として受注した実績があること。
- (7) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づき、移動通信サービスを提供する電気通信役務を行うものであって、移動通信サービスに係る無線局を自ら開設し、かつ、運用している事業者であること。

4 プロポーザル参加申込の方法

4-1. 提出書類

- (1) 参加表明書（様式2）
- (2) 商業登記簿謄本（写しでも可）
- (3) 事業者概要（様式3）
- (4) 役員名簿（様式4）
- (5) 印鑑証明書
- (6) 電気通信役務を行う者であることを証する書類

4-2. 提出部数

1部

4-3. 提出期限

令和7年6月20日（金）17時15分必着

4-4. 提出方法

申込書は熱海市教育委員会事務局学校教育課総務管理室に持参または郵送により提出

する。なお、持参の場合には熱海市の休日を定める条例（平成５年熱海市条例第１号）第１条に規定する熱海市の休日に当たらない日の午前９時から午後５時までとし、郵送の場合には提出期限までの必着とする。

４－５．資格審査結果の通知

プロポーザル参加の申し込みをした事業者の参加資格を審査し、その結果を当該事業者に対し令和７年６月２５日（水）までに書面又はメールにて通知（発送）する。

５ 質問及び回答

５－１．質問方法

本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式１）により、件名に【GIGA プロポ質問表】を付し、電子メールにて提出すること。なお、電子メール以外の手段による質問は受け付けない。

質問受付メールアドレス：somukanri@city.atami.lg.jp

５－２．質問受付期間

本公告開始から令和７年６月２０日（金）１２時００分受信分まで

５－３．回答

全ての質問と回答について、令和７年６月２７日（金）までに市ホームページに掲載する。

６ 企画提案書の提出

６－１．提出書類

（１）企画提案提出届（様式５）

（２）会社の概要がわかるパンフレット等、直近３事業年度の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書及び株主資本等変動計算書（任意様式）

（３）官公庁における同種・類似・関連業務の実績（様式６）

（４）業務実施体制（様式７）

※ 他の教育関連事業者等の協力を得て、又は学識経験者の援助支援を受けて業務を実施する場合は、その旨を記載すること。

（５）企画提案書①～③（様式８）

※ 日本産業規格Ａ４版サイズ２０ページ分以内とすること。

※ 「評価の観点」及び別表１「提案評価基準」を踏まえ、評価項目に対応する提案を具体的かつ簡素に記載すること。

（６）見積書（消費税及び地方消費税を含む。）（様式９）

※ 別紙「仕様書」を踏まえた積算の内容を記載すること。

（７）誓約書（様式１０）

（８）プレゼンテーション出席報告書（様式１１）

６－２．提出部数

１０部（原本１部＋写し９部）

６－３．提出期限

令和 7 年 7 月 1 6 日（水） 1 7 時 1 5 分必着

6－4．提出方法

上記「4－4．提出方法」に同じ。

6－5．提出書類の作成要領及び注意点

- （１）提出書類の規格は日本産業規格 A 4 版サイズとする。資料については、日本産業規格 A 3 版の A 4 版サイズに折り込むことを認める。また、支障のない範囲で両面印刷とする。
- （２）書類の作成に当たって使用する文字サイズは 1 1 ポイント以上とすること。

6－6．失格事項

選定の前後及び結果を問わず、本プロポーザル参加申込後から契約締結までの間に、次のいずれかに該当する場合は失格とする。なお、内容によっては、指名停止等の措置を行うことがある。

- （１）提出期限、提出先または提出方法が本実施要領に適合していない場合
- （２）提案額が上限金額を超えている場合
- （３）提出書類に虚偽の記載があった場合
- （４）審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があった場合
- （５）「3 参加資格」の要件を満たさなくなった場合

7 審査及び選考の方法

7－1．熱海市小中学校タブレット端末等導入事業者選定委員会の設置

受託事業者を選定するため、当市職員等で構成する熱海市小中学校タブレット端末等導入事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

選定委員会は、プレゼンテーションによる審査を行い、その結果を市長に報告する。

7－2．プレゼンテーションの実施

企画提案に基づくプレゼンテーションを実施する。

- （１）日時 令和 7 年 7 月 2 4 日（木） 1 3 時 3 0 分～（予定）

※ 企画提案実施事業者数により開始時刻が変更になる場合がある。

- （２）場所 熱海市役所内会議室

- （３）実施方法

1 企画提案者につき【企画書に関する説明 2 0 分以内＋研修に係るデモンストレーション 1 5 分以内】又は【企画書に関する説明 3 0 分以内】を実施し、その後質疑応答を行う。（デモンストレーションの実施は任意）

- （４）説明順序 企画提案書を市が受領した順とする。
- （５）その他

パソコン、プロジェクター、スクリーンその他プレゼンテーションに必要なものは、提案者が持参すること。

7－3．審査・選定の方法

- （１）選定委員会が企画提案を別表 1 「提案評価基準」により審査し、提案内容により選定委員ごとに評価点を採点する。各選定委員の評価点のうち最高点と最低点を付し

た選定委員の評価点を除外し、残りの選定委員の評価点を合計した点数を「総合点数」とする。

- (2) 「総合点数」の最も高い者を選定委員会の合議の上、最優秀企画提案者として選定する。
- (3) 評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、選定委員会の合議により順位を決定する。
- (4) 全ての企画提案者の得点が満点の6割に満たないときは、期日を定めて再度提案を求め審査することとする。

7－4．選定結果

- (1) 全ての企画提案者に対して、令和7年7月31日（木）の17時までに電子メールにて選定結果を通知する。
- (2) 審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては受け付けないものとする。

8 契約

8－1．受託候補者

最優秀企画提案者を受託候補者とする。次項において最優秀企画提案者との協議が整わなかった場合においては、「7－3．審査・選定の方法」(2)又は(3)における次点の者を受託候補者とする。

8－2．契約書・仕様等の確定

選定後、契約締結に向けて受託候補者と協議を行うが、受託候補者の選定をもって受託候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。

受託候補者と協議の上、契約書及び仕様等の内容を追加又は変更することがある。

8－3．契約保証金

契約の相手方となった者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、熱海市契約規則第33条各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

9 その他事項

- (1) 企画提案書は1企画提案者につき1提案とする。
- (2) 提出書類は、日本語（広く一般的に使用されている外来語等を含む。）を用いることとし、通貨は日本円とする。
- (3) 企画提案に関して企画提案者が必要とした費用はすべて企画提案者の負担とする。
- (4) 参加申込及び企画提案等のために提出された書類等は返却しないものとする。また、提出された企画提案書は、企画提案の審査終了後、事務局において回収し、廃棄処分する。
- (5) 原則として企画提案書等提出後の提出資料変更及び追加は認めない。ただし、市が必要と認めた場合はこの限りでない。

- (6) 提出書類が著作物に該当する場合であっても、熱海市情報公開条例の規定に基づき公開することがある。当該著作物の利用に関する責任は、当該企画提案者に属するものとする。
- (7) 選定結果については、市ホームページ等で企画提案者名を含め公表する。
- (8) 緊急等の理由によりやむを得ず、市が本プロポーザルによる選定を実施することができないと認められる場合、本プロポーザルを停止、中止または取り消すことがある。この場合、市の責に帰する理由の場合を除き、それまでに要した費用を市に請求することはできない。
- (9) 本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、市の承諾を得た場合は、この限りではない。なお、市の承諾を経て、第三者に本件業務を委託する場合は、本契約で自己が負う義務と同等の義務を当該第三者に課すものとし、かつ、当該第三者が当該義務に違反したときは、受託者が全ての責任を負うものとする。

10 書類提出先・問合先（事務局）

熱海市教育委員会事務局 学校教育課 総務管理室

所在地 〒413-8550 静岡県熱海市中央町1番1号

TEL 0557-86-6556（直通）

FAX 0557-86-6555

メールアドレス somukanri@city.atami.lg.jp

別表 1 「提案評価基準」

	評価項目	評価の観点	評価	配点	
業務の実施体制	業務遂行能力	・過去において受託した同種・類似・関連業務の実績があるか。 ・本業務に関する専門知識や経験を有し、的確な支援が可能であるか。 ・総括責任者及び現場代理人等は本業務を確実に推進できる経歴や経験を有しており、ＩＣＴ機器を活用した教育を推進していくうえで十分な組織・運営体制が構築されているか。		20	40
	基本的な考え方	・本業務の目的及びＩＣＴ教育を取り巻く現状を理解し、適切な実施方針が示されているか。 ・単なる機器導入・賃貸借にとどまるのではなく、本市の教育振興に寄与するものであるか。		20	
端末利用環境の整備	機器構成	・各機器は仕様書に示した内容を満たしているか ・授業等で機器を日常的に活用するうえで、十分な機器構成となっているか。		10	60
	通信環境	・通信容量及び通信環境は授業を円滑に実施していくうえで十分に確保されているか。また、それを示す根拠は適当か。 ・通信障害発生時、通信回線利用不能又は不安定時の電波の改善策が示されているか。 ・フィルタリングソフト等による利用制限、セキュリティ体制は適当か。 ・技術革新に伴うサービス提供の考え方が示されているか。		30	
	授業等への活用	・新たな授業支援サービスや学習支援サービス等のソフト面の構成について、授業や自主学習における効果的な活用を見据えた提案がなされているか。		20	
導入後の支援体制	保守及び納入後のサポート体制	・盗難、紛失、故障等に対し学校活動に支障をきたさない補償内容が提案されているか。 ・盗難、紛失、故障並びに端末操作等への対応窓口を設けているか。 ・アカウントの管理が容易にできるように工夫された支援が提案されているか。 ・リース終了後の端末のデータ抹消や返却にかかる手順等は適切か。		40	100
	教員・児童生徒向け研修の企画及び実施	・教員がＩＣＴ機器を活用した授業を円滑に実施することができるような研修計画が提案されているか。 ・児童生徒に対するデジタルシティズンシップ研修計画が提案されているか。 ・専門的な事業者からの教員研修プログラムが構築されているか。		40	
	効果測定	・機器導入に関し、各校における機器や学習アプリの使用状況及び学習結果等を把握し、研修プログラムに反映させる体制が整っているか。 ・研修の習熟度及び学習の定着度について、定性・定量的に測定可能な提案となっているか。		20	
		合 計		200	